

長野県での移動サービスの創出支援について

長野県健康福祉部介護支援課
主査保健師 小澤 文乃



©長野県アルクマ



しあわせやゆたかさ
長寿の喜びを実感し、ともに支え合い、
安心して暮らしていく信州

第9期

長野県高齢者プラン

- 長野県老人福祉計画
- 第9期介護保険事業支援計画
- 長野県認知症施策推進計画

令和6年度(2024年度) ▶▶▶ 令和8年度(2026年度)



しあわせ信州



第9期長野県高齢者プラン素案の推進目標と施策体系

しあわせ(ゆたかさ)や長寿の喜びを実感し、ともに支え合い、自分らしく安心して暮らしていく信州

基本目標 (最終アウトカム)

最終成果指標

- ・健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）
- ・調整済み要介護（要支援）認定率
- ・在宅での看取り（死亡）の割合（自宅及び老人ホームでの死亡）
- ・元気高齢者・居宅要介護（要支援）の幸福感

推進目標（中間アウトカム）

目標 成果指標

推進目標1：健康で生きがいのある暮らしの実現

- 高齢者が活動的な生活習慣を身に着け、健やかに暮らしています。
 - 主体的・継続的に介護予防に取り組み、要介護リスク・重度化を抑制しています。
- 65歳以上元気高齢者で社会活動を行っている者の割合
 - 趣味や生きがいがある高齢者の割合
 - 65歳以上の有業率
 - 要介護リスクの割合
 - 要支援者の1年後の重症化率

推進目標2：地域における支援体制・在宅医療と介護の充実

- 在宅の継続に向け、地域包括支援センターが中核的な機関として機能しながら、生活支援サービス、家族介護支援など、包括的なケアを行える体制が整っています。
 - 在宅医療・介護連携が進み、在宅生活継続の希望が持て、最期まで自分らしい暮らしを支えています。
 - 認知症に対する正しい理解が深まり、連携支援や相談機能が充実し、住み慣れた地域での暮らしを支えています。
- 在宅療養・介護を希望する割合
 - 生活支援サービスの充実の必要性を感じている者の割合
 - 要介護3以上の在宅サービス利用率
 - 「人生の最期を迎える場所」を決められている者の割合
 - 認知症初期集中支援チーム対応件数（65歳以上人口千人あたり件数）

推進目標3：安心安全な暮らしの確保

- 本人の希望や状況に応じた住まいを選択ができ、暮らすことができています。
 - 災害や感染症など緊急時に向けた備えができています。
 - 権利が守られ、尊厳ある暮らしをおくるとともに、防犯・安全の取組が充実し安心して暮らすことができています。
- 施設入所を希望する理由が「住まいの構造」と回答した割合
 - 自宅・地域で暮らす要介護認定者に占める特養入所希望者の割合

推進目標4：持続可能な介護サービス提供基盤の構築

- 介護人材が確保され、必要な介護サービスが提供できています。
 - 介護保険が適切に運営されています。
- 介護職員数
 - 要介護認定率の乖離率
 - 介護給付の計画との乖離率（在宅サービス）

政策・施策

重点取組

第1章：高齢者が生きがいをもって活動していく社会づくり

- 第1節 「人生100年時代」におけるシニアの活躍推進
- 第2節 健康づくりの総合的な推進

多様な介護人材の確保

第2章：高齢者が健康でいきいきと暮らせる地域づくり

- 第1節 フレイル予防・要介護リスク抑制の取組の強化
- 第2節 効果的な介護予防の推進

地域包括ケア体制の深化・健康長寿

第3章：住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の確立

- 第1節 地域の実情に応じた地域包括ケアの推進
- 第2節 多様な主体による包括的な検討の場の推進
- 第3節 生活支援・移動支援の充実
- 第4節 在宅生活を支援するサービスの充実
- 第5節 ヤングケアラー等を含む家族介護者への支援

地域包括ケア体制の深化・健康長寿

第4章：医療と介護が一体となった在宅療養の推進

- 第1節 在宅医療・介護サービスの充実
- 第2節 地域における医療と介護の連携の強化
- 第3節 ACPの普及と人生の最終段階におけるケア・看取りの充実

地域包括ケア体制の深化・健康長寿

第5章：認知症の人や家族にやさしい地域共生社会づくり

- 第1節 認知症に関する正しい知識と理解の増進とバリアフリー化の推進
- 第2節 認知症の予防等に資する可能性のある活動の推進
- 第3節 医療・介護等の連携による認知症の人等への支援
- 第4節 認知症の人や家族等からの相談体制の強化、家族介護者への支援
- 第5節 若年性認知症や認知症の人の社会参加支援

地域包括ケア体制の深化・健康長寿

第6章：一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出

- 第1節 介護保険施設等の整備
- 第2節 高齢者の多様な住まい方への支援
- 第3節 安全・安心な住まいづくり

計画的なサービス提供体制基盤

第7章：災害・感染症の対策

- 第1節 災害対策の推進
- 第2節 感染症対策の推進
- 第3節 要配慮者支援対策の推進

計画的なサービス提供体制基盤

第8章：権利擁護・防犯・交通安全対策

- 第1節 高齢者の権利擁護・虐待防止の一層の推進
- 第2節 消費生活の安定と向上
- 第3節 交通安全対策の推進

地域包括ケア体制の深化・健康長寿

第9章：介護人材の養成・確保、事業所の生産性向上の推進

- 第1節 介護現場の生産性向上に向けた支援
- 第2節 介護人材の確保・定着
- 第3節 介護人材の資質向上
- 第4節 福祉・介護に対する理解の向上

多様な介護人材の確保、介護現場の生産性向上

第10章 介護保険制度の適切な運営

- 第1節 介護サービスの質の向上
- 第2節 適切なサービス利用の促進
- 第3節 保険財政への支援と低所得者の負担軽減等
- 第4節 介護給付適正化の推進

計画的なサービス提供体制基盤

長野県が目指す地域包括ケア体制のイメージ図

定義

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が一体的に提供される地域包括ケア体制を市町村において日常生活圏域ごとに構築

医療

入院医療・高度専門

- ・急性期病院
- ・亜急性期・回復期リハビリ病院

在宅医療

- ・かかりつけ医機能発揮
- ・地域の連携病院
- ・認知症疾患医療センター

<地域包括ケア体制>

通院・入院、通所・入所

住まい

- ・住み慣れた自宅
- ・サービス付き高齢者住宅 等

通院
入院

介護

在宅系サービス

- ・訪問介護・訪問看護・通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・短期入所生活介護
- ・24時間対応の訪問サービス
- ・複合型サービス
(看護小規模多機能型居宅介護)



施設系サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・認知症共同生活介護
- ・特定施設入所者生活介護 等



介護予防・生活支援

介護予防・フレイル対策

- ・通いの場(体操等)
- ・地域活動への参加(老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等)

生活支援

- ・洗濯、掃除等の生活援助
- ・見守り、配食、外出・移動支援

相談・サービスコーディネート

市町村のマネジメント

- ・地域包括支援センター
- ・地域ケア会議
- ・認知症初期集中支援チーム
- ・地域包括ケア体制見える化



地域包括ケア体制 見える化・深化

◎地域包括ケア体制の深化・推進を図るため「**何のために(何を成果に)**」施策を推進するかを共有したうえで成果指標を設定し**成果指標の向上に向け**必要な施策を推進

<成果指標と取組 例>

◆医療・介護
「在宅等死亡率の増」

→かかりつけ医機能の発揮による医療介護連携の推進

◆介護予防
「健康寿命の延伸」

→リハビリ専門職の介護予防への参入促進

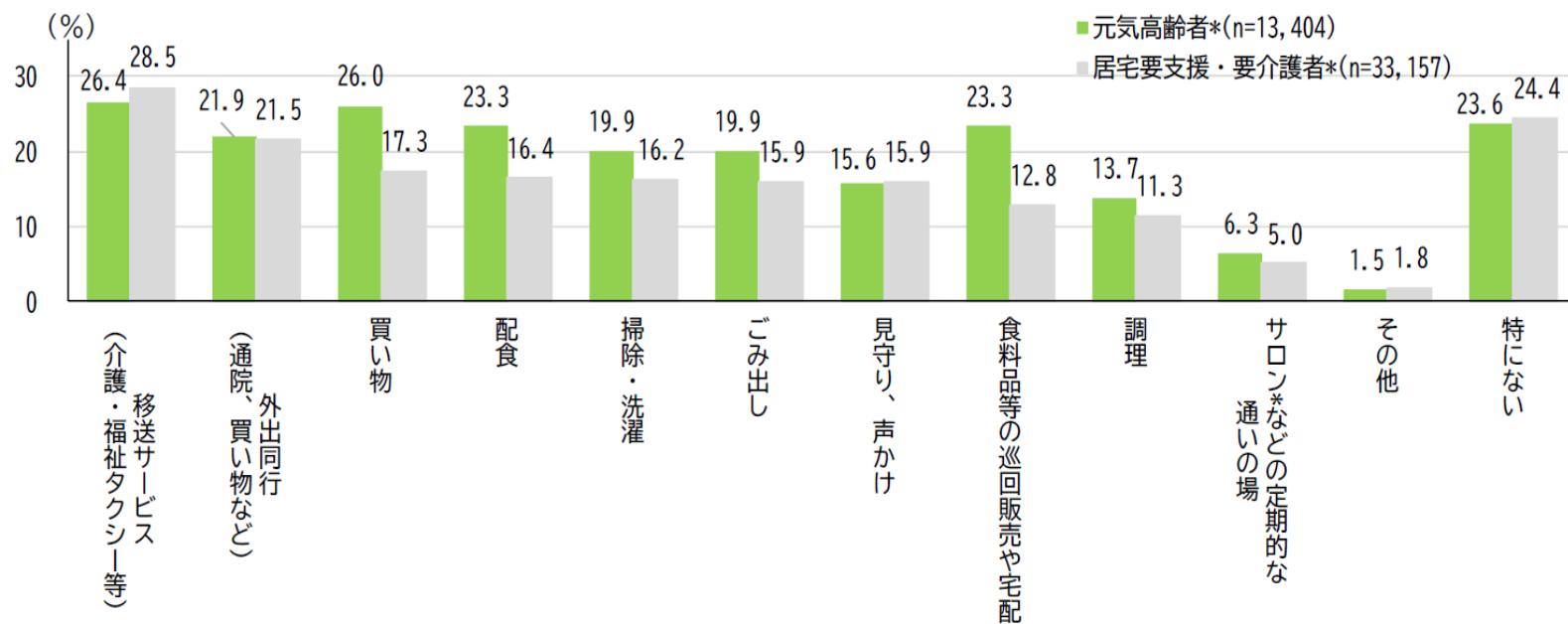
◆生活支援
「幸福度の向上」

→移動サービス等ニーズの高い生活支援体制整備

計画的なサービス 提供体制整備

多様な介護人材の確保、介護現場の生産性向上推進(介護ロボット・ICT、労働環境改善)

今後の自宅での生活の継続に必要と感じるサービス



資料：長野県「高齢者生活・介護に関する実態調査」（令和4年度（2022年度））

令和7年度 長野県移動支援サービス構築支援パッケージ



【個別支援】伴走支援（アドバイザー派遣）※R4から継続

市町村選定
(3市町村程度)

訪問・ヒアリング
(オンライン含む)

研修・助言
(市町村へ)

事業構成提案
(市町村から)

助言・フォロー
アップ

【R7:市町村個別支援体制】全国移動サービスネットワーク、(必要に応じ)先行自治体職員 等
長野県(介護支援課、交通政策課、暮らし安全・消費生活課、地域福祉課)



【後方支援】支援体制整備業務（委託）※R4から継続

(1) 制度相談センターの設置
週2回(半日)：電話及びメールによる制度相談

【目的】
市町村からのニーズ(相談)の多い、制度理解をサポート

(2) 情報提供のための研修会、事例報告会
移動支援サービス構築のための研修会等の開催

【目的】
移動サービス構築にかかる啓発、必要性の理解促進

※全国移動サービスネットワークに委託

財政支援(中山間地域)

市町村等が各地域の実情に応じて実施する、中山間地域における移動支援を含む、介護・生活支援サービスの確保施策など取組に対して、その経費を補助

ア 対象市町村等 介護報酬の特別地域加算等の対象地域のある市町村・広域連合
イ 補助率 10/10(上限100万円)

事例集の作成(令和4年度)

高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集を作成。



高齢者向けの移動サービスの創出に向けた事例集



令和4年度
長野県



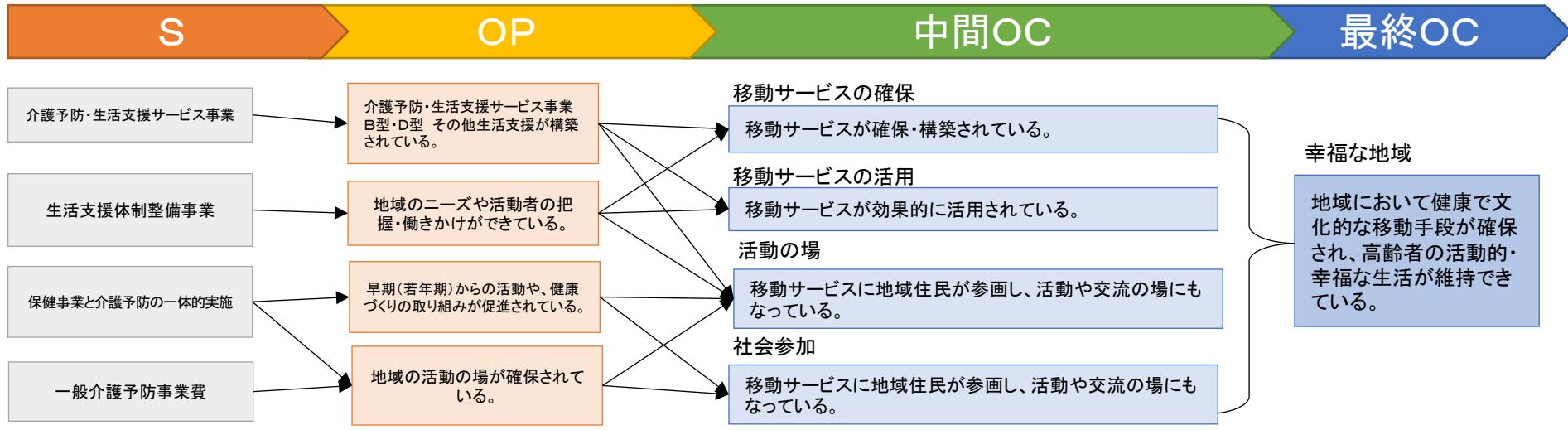
目次		ページ
第1章	はじめに	1
	1. 高齢者を取り巻く環境、移動サービスの必要性	1
	2. 道路運送法や介護予防・日常生活支援総合事業のポイント	3
	3. 高齢者の暮らしを支える移動サービスの担い手	5
第2章	紹介する事例の概要	7
	1. 事業を継続・継承する空白地有償運送 ～塩尻市榎川地区 NPO法人 ビレッジならかわの取組～	9
	2. タクシー撤退を契機とした空白地有償運送による地域の足の確保 ～大鹿村 NPO法人 あんじゃネット大鹿による「いかまいカー」の取組～	11
	3. 地域で支える持続可能なデマンド型交通の取組 ～上田市豊殿地区自治組織による無料の「お助け福祉車『ひだまり号』」の取組～	13
	4. 町会とタクシー事業者の連携によるファーストワンマイルの確保 ～松本市白板地区放光寺町会による相乗りタクシー「お互いさまタクシー」の取組～	15
	5. 町会が運行する多機能でエコな低速度輸送サービス ～千葉県松戸市 高齢者の健康と地域の安心・活気をつくるグリーンローモーティ～	17
	6. 社会福祉法人の車両を活用した買物支援 ～喬木村「たかぎショッピングツアーア」の取組(実証運行)～	19
	7. 社協、地区と社会福祉法人が連携した移動支援サービスの確保 ～御殿場市社会福祉協議会による移動支援サービスの立ち上げサポート～	21
	8. 北地区住民によるサロン等への送迎の取組 ～喬木村の住民組織 北サロン送迎 かごやの取組～	23
	9. シンプルな仕組みをつくり、6地区で通いの場への足を確保 ～飯綱町住民の支え合いによる送迎の取組～	25
	10. 官民連携で作り上げる一人暮らし高齢者等の付添支援 ～須坂市旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会による生活支援の取組～	27
	11. 生活支援と一体的に提供される買物等の付添支援 ～喬木村「おたすけ隊たかぎレンジャー」の取組～	29
	12. 地区と支所との協働による住民参加型の移送支援 ～塩尻市 片丘地域づくり協議会の取組～	31
	13. 福祉有償運送+生活支援で高齢者の多様なニーズに対応 ～駒ヶ根市 NPO法人 地域支え合いネットによる「アトム便・アトム支援」の取組～	33
	14. 生活支援と一体的に提供される付添い支援やサロン送迎 ～長野市社会福祉協議会の地域たすけあい事業の取組～	35
15. 送迎付きサロン・買物付添等の横展開の取組 ～大分県国東市 竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」を事例として～	37	
第3章	移動サービスの主なプロセスとポイント	39
	1. 立ち上げのポイント	39
	2. 維持・改善	41
参考	長野県 移動サービスの相談窓口のご案内	43
	移動サービスの検討に役立つ文献	44

令和7年度 長野県移動支援サービス構築支援パッケージ①

《令和4年事業開始以前と、現在のイメージの変化》

- 伴走的な支援を行うことにより、ゼロからの支援を行うイメージで周知

移動サービスの実施



長野県支援パッケージ

①【個別支援】伴走支援（アドバイザー派遣）

②【後方支援】支援体制整備業務 ※制度相談

②【後方支援】支援体制整備業務 ※事例報告会

③財政支援（中山間地域）

④移動サービス構築事例集の作成

令和7年度 長野県移動支援サービス構築支援パッケージ②

《令和4年事業開始以前と、現在のイメージの変化》

- 地域におけるニーズ・課題・「何のためにやるのか」・パワーの明確化は、さらに必要。

移動サービスの実施

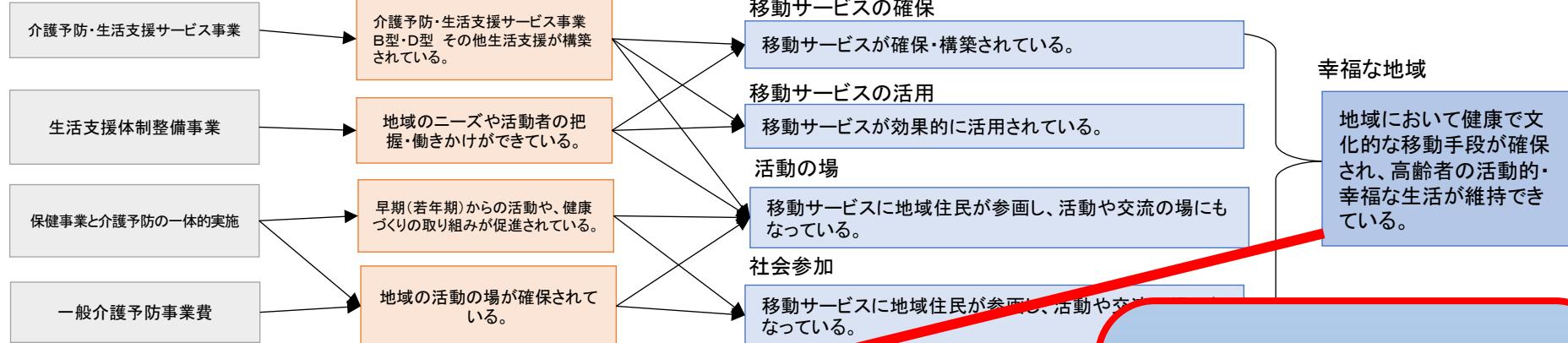
長野県支援パッケージ

S

OP

中間OC

最終OC



①【個別支援】伴走支援（アド

②【後方支援】
※制度相談

「何のための」「誰のための」支援なのか、目指す姿を意識し、関係者間で共有しておくことが重要

②【後方支援】支援体制整備業務 ※事例報告会

③財政支援（中山間地域）

④移動サービス構築事例集の作成

長野県介護予防・日常生活支援総合事業サービス立ち上げアドバイザー派遣事業 ～令和7年度 移動支援サービスの充実を重点的に支援～

市町村支援の進め方



支援希望市町村
募集・選定

個別・伴走支援
(4市町村程度)

サービス構築
(フォロー)

事例集(別事業)や
事例報告会での報告

R3 (老健事業モデル都道府県)

R4 (県独自事業)

・ ・ ・

集中支援枠へのアドバイザー派遣のイメージ

市町村選定
(ヒアリング)

訪問・ヒアリング
(オンライン含む)

研修・助言
(市町村へ)

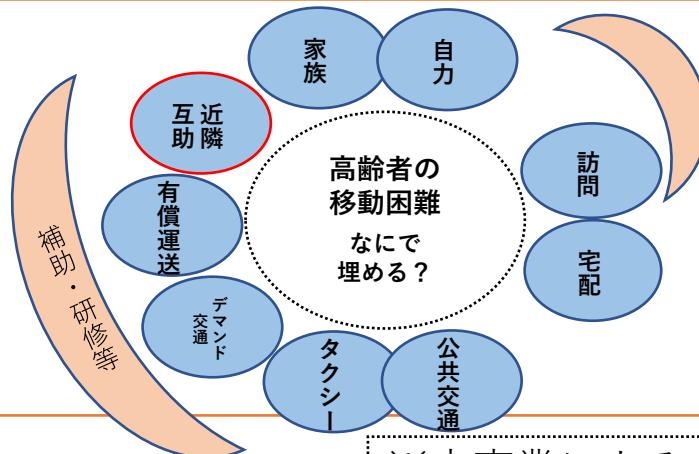
事業構成提案
(市町村から)

助言・フォロー
アップ

【R7:市町村支援体制】全国移動サービスネットワークアドバイザー、(必要に応じ)先行自治体職員等
長野県(介護支援課、地域福祉課、交通政策課、くらし安全・消費生活課)



本事業での重点的な支援範囲



- ※長野県において、一般的な公共交通の充実を目指すのは困難。
- ※高齢者支援担当者が明確にイメージできる支援範囲を優先したい。
(ただし、他を妨げず、対象と協議により決定)
 - ・互助の移動支援
 - ・特に、登録不要の形態
 - ・目的等によっては、総合事業の訪問型サービスDへの位置づけを検討
 - ・タクシー券の補助(市町村事業)

※本事業によるアドバイザー派遣などにかかる経費について、市町村の負担なし。

相談窓口・アドバイザー派遣にかかる県事業の実績①

1 県事業の実績

① 移動サービス後方支援体制整備事業(全国移動サービスネットワークへの委託事業)

事業内容:移動支援に関する相談窓口の設置

※長野県内の方であればどなたでも相談可能

② 移動支援サービス立ち上げアドバイザー派遣事業

事業内容:希望する市町村に、移動支援に関するアドバイザーを派遣

	R4	R5	R6	R7 12月末	計
①電話相談件数	35	30	27	53	145
②アドバイザー派遣件数	17	10	11	14	52

相談窓口・アドバイザー派遣にかかる県事業の実績②

2 移動支援に関する市町村からの主な相談内容

- ・移動支援サービス立ち上げに向けて、制度のことなど、住民向けに勉強会を開催したい。
- ・他の自治体の移動支援に関する事例を紹介してほしい。
- ・高齢者になって免許を返納しても、安心して暮らせるスキームを作りたい。
- ・高齢者の外出機会が減っているため、機会を増やしたい。
- ・町営バス・デマンドタクシーなど既存の移動支援サービスから漏れている方の支援が必要。
- ・既存の支援を確認し、まちの移動支援について再検討したい。
- ・運転ボランティアの確保が難しい。(担い手不足に対する打ち手がほしい)
- ・保険やお礼などの扱いをどうしていいか分からぬ。

など..

3 市町村における本事業の活用例

- ・市町村において、移動支援に関して検討する場(協議体、会議等)にアドバイザーが同席し、課題の確認・整理、既存の資源の再確認、先行自治体の事例共有等について助言。
市町村における移動支援に関するサービス構築・拡充に向け、アドバイザーが伴走的に支援。
- ・関係者間や住民を対象に移動支援に関する勉強会を開催。
アドバイザーが移動支援に関する制度や先行自治体の取り組み等について説明し、地域で学ぶ機会とする。



など..

- ・先進自治体の取り組みを知りたい。
- ・制度について知りたい。
- ・どのような機関と連携を取ればいい？
- ・そもそも資源がない… など



市町村の悩み・・

市町村から
アドバイザー
派遣依頼

- ・先進自治体の取り組みや制度について紹介
 - ・市町村の課題整理・既存資源の発掘 など
- ※全国移動サービスネットワークのアドバイザーによる
移動サービス立ち上げ・拡充等に向けた助言等後方支援



- ・アドバイザーの助言等後方支援をきっかけとし、まちが**を目指す姿**に向けて、市町村関係者間で**対話を重ねていく**。
- ・「誰のための支援なのか」「誰に届けたい支援なのか」**目的**を関係者間で**共有**し、検討を重ね、作り上げていく**プロセス**が大切。

令和7年度 介護予防・日常生活支援総合事業等調査結果

許可・登録		市町村数	設置数
あり	公共交通空白地 有償運送	5	5
	福祉有償運送	50	95
なし		39	71

令和3年度から設置数
16増

※年度当初に、毎年、県が市町村に介護予防・日常生活支援総合事業等調査を実施。（移動支援に関する結果を抜粋）
令和7年4月1日時点の状況

許可・登録なしの概要

1 実施主体について

実施主体	市町村	社会福祉 協議会	NPO	自治組織	住民有志
設置数	17	16	5	22	11

2 介護予防・日常生活支援総合事業としての実施の有無

	訪問B	訪問D	訪問B 及び訪問D	総合事業 以外
設置数	2	14	1	54

はじめませんか

長野県の方は、どなたでもご相談いただけます！

住民主体の移動サービス

通院や買い物、地域の居場所等に行けなくて困っている人のために

「北サロン送迎 かごや」(喬木村)



どんな活動ができる？

どうやって始めたらいい？

「えべさの会」(小布施町)



事故が心配…みんなどうしてるの？



「NPO 法人 地域支え合いネット」(駒ヶ根市)



「かわせん交通」(上田市)

まずはご相談ください！ 詳細は裏面へ

相談・問い合わせ先

☎ 050-5526-2620

※お電話がつながらない、時間帯が合わない
という時は、全国移動ネットにお電話ください。

✉ info@zenkoku-ido.net

長野県「令和7年度長野県移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）
TEL : 03-3706-0626 FAX : 03-3706-0661 (月～金 10:30-16:30)

事業の概要

- 概 要 移動サービスを立ち上げたい方、応援したい行政に対する相談窓口
- 実施期間 令和7年4月24日(木)～令和8年3月12日(木)
- 対 象 者 長野県内の方は どなたでも（住民の方も、事業者も、行政も）
- 利用料金 無料（但し、電話相談に係る通話料は利用者負担）
- 担 当 者 移動サービスに関する制度や、他の地域の先進事例に精通し、
立ち上げ支援に実績があるアドバイザー（全国移動ネットに所属）

1. 相談窓口

毎週 火・木曜日が電話相談日です！（祝日・年末年始除く）

移動サービスの実施や制度に関すること、何でもご相談ください！

時 間 帯 13時から16時まで

相 談 先 ☎ 050-5526-2620



便利なメール相談は隨時対応

info@zenkoku-ido.net

専用フォームからもアクセスできます

※お電話がつながらない、時間帯が合わないという時は、全国移動ネットにお電話ください。

2. アドバイザー派遣

※電話・メール相談だけでなく、現地・オンライン支援もできます

実 施 日 日にち・時間帯は要相談

派 遣 対 象 各種移動サービスに関するセミナーや勉強会、
協議体、関係者打合せ、実証実験 等

申 込 先 お住まいの市町村高齢者福祉担当課へご相談ください。

<お申込の流れ> 申込者 → お住まいの市町村 → 全国移動ネット

長野県「令和7年度長野県移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）



がんばろう
信州！

長野県 PR キャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



ご清聴ありがとうございました